

「医療介護総合確保法」における総合確保方針について

1 総合確保方針の概要

（1）総合確保方針とは

「医療介護総合確保法」により、厚生労働大臣が定めなければならないとされた、「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」であり、

- ・「地域医療介護総合確保基金」を充てて実施する都道府県事業に関する基本的な事項
- ・その他地域における医療及び介護の総合的な確保に関し必要な事項

等を定めるもの。

（2）基金事業に関する基本的な事項

ア 対象事業

- （ア）病床の機能分化・連携のために必要な事業
- （イ）在宅医療を推進するための事業
- （ウ）医療従事者等の確保・養成のための事業
- （エ）介護施設等の整備に関する事業
- （オ）介護従事者の確保に関する事業
- （カ）その他地域の医療・介護の総合的な確保のために必要な事業

イ 県計画の策定にあっては、幅広く意見を伺うとともに、官民のバランスに配慮すること。

ウ 全国のモデルになり得るなど、新規性があり波及効果の高い事業であること。

エ 地域包括ケアシステム構築のため、医療・介護サービス提供体制を一体的に整備していく必要があること。

※平成26年度は医療を対象として実施し、介護については平成27年度から実施

2 県計画の策定等

平成26年	9月	国から総合確保方針、交付要綱等の提示
	10月	国から交付額が内示 徳島県地域医療総合対策協議会での協議・検討 県計画を策定・提出
	11月	国から交付決定の通知